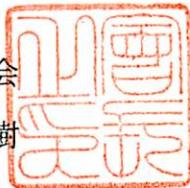


平成29年3月9日

綾瀬市長 古塩 政由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会
会長 永山茂樹



地域見守り活動事務に係る本人以外からの収集及び本人通知の省略について（答申）

平成29年2月10日付けで、諮問のあった本人以外からの収集及び本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号及び同条第4項ただし書の規定に基づく諮問事案の内容については、適當なものと認めます。

なお、地域見守り活動事務の運用に当たっては、協定締結に係る事業者による営業活動への利用禁止の措置について、協定書に基づく協議の実施及び次回更新時に協定書の追記を検討することを附帯条件とします。

2 諒問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければなりませんが、同項第5号にその例外として本人以外から収集することが認められることを定める規定があり、本件について、本人以外から収集が認められるか否かを確認するため、また、同条第4項ただし書の規定により、本人以外からの収集を行った際の本人への通知が必要か否かを確認するため、審査会に諮問されたものです。

3 実施機関の主張（本人以外から収集する理由及び必要性並びに本人通知を省略する理由）

孤立死等の恐れがある世帯の把握は、非常に困難な状況となっています。そのため個人宅を訪問する業務形態を有する生命保険会社などにおいて、業務の中で安否確認を要する世帯を把握した場合に、情報を提供してもらうことは孤立死等を未然に防止するための有効な手段であると考えます。

4 審査会の判断

本件事務は、実施機関が主張するとおり、孤立死等の恐れがある世帯を早期に発見し、行政の適切な支援につなげるための協定の締結であることは、相当の理由が認められ、協定の締結に伴い全市民が見守りの対象であることが分かるよう市民に事業の周知が図られること、及び協定書に見守り側の個人のプライバシーへの配慮や個人情報保護の遵守の規定が盛り込まれており、当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを確認したので、本件において個人情報を本人以外から収集することと認めます。

また、本市職員等が訪問や電話連絡等により安否確認を行うことから、「事務又は事業の性質上、本人が他の方法により知りえることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合（類型答申4）」に該当するものとして、本人への通知を省略することも認めます。

以上のことから、審査会として1の結論に至りました。

なお、今回の諮問事案は個別事案として答申を行ったものであり、今後、同内容で他の事業者と協定を締結する場合にあっては、あらためて諮問されるものとします。